

## 2 環境科学班

環境科学班は、熊本市の良好な環境を守るため大気、水質などの環境保全に関する行政依頼検査を行っています。

さらに、大気環境の保全では地方自治体の試験研究機関の連携組織である全国環境研協議会等が実施している広域的な調査に参加し、試験検査と調査研究を行っています。

調査別の検査件数を表 2 に、依頼課別の検査件数を表 3 に示します。

### (1) 大気汚染関係の検査

環境政策課の依頼による有害大気汚染物質調査及び微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の成分分析を実施しました。また、全国環境研協議会の取り組みとして、酸性雨の調査を行いました。

#### ア 有害大気汚染物質調査

有害大気汚染物質は、水道町自動車排出ガス測定局 (1 地点) で水銀を年 12 回測定しました。環境基準を超えたものはありませんでした。

#### イ 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) 成分分析

令和 2 年度は、環境総合センター屋上において捕集した試料の成分分析 (質量濃度、イオン成分、炭素成分及び無機成分) を実施しました。試料捕集は、環境省から示された年 4 回のうち春季を除く 3 回、各 2 週間の試料捕集期間に実施しました。令和 2 年度の成分分析結果の報告は調査研究編に掲載しています。

#### ウ 酸性雨調査

全国環境研協議会が実施している第 6 次全国酸性雨調査 (平成 28 年度 ~) に参加し、当センター屋上で採取した雨水の pH やイオン成分などの分析を行いました。令和 2 年度の pH の年平均値は 4.74 で、前年度平均値 (4.68) とほぼ同程度でした。

### (2) 水質汚濁関係の検査

水保全課の依頼による公共用水域及び地下水の常時監視並びに事業場排水の検査などのほか、関係各課の依頼による水質汚濁関係の検査を実施しました。

#### ア 公共用水域

水質汚濁防止法に基づく公共用水域測定計画に従い、河川及び海域の常時監視に伴う水質調査を行いました。

河川については、環境基準点 (8 地点) は年 12 回、補助点 (19 地点) は年 4 回、調査を行いました。

海域については、環境基準点 (4 地点) で年 12 回調査を行いました。

調査項目のうち、有機物による水質汚濁の指標である河川の BOD、海域の COD については河川環境基準点のすべてで環境基準を達成していましたが、海域環境基準点 3 地点で環境基準を達成していませんでした。

また、ノニルフェノール及び LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）については年 1 回、河川環境基準点（8 地点）及び海域環境基準点（4 地点）で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成していました。

さらに、有害金属やトリクロロエチレンなどの健康項目については、河川（8 地点）及び海域（4 地点）の環境基準点で年 1 回調査を行いました。このうち河川のヒ素、ほう素及びふっ素については自然由来の影響があるため年 2 回調査を行いました。また、イソキサチオンなどの要監視項目については、河川（5 地点）で年 1 回調査を行いました。河川の環境基準点 1 地点でふっ素が環境基準を超過していましたが、それ以外の地点・項目で基準値（指針値）を超えたものはありませんでした。

## イ 地下水

### (ア) 概況調査

水質汚濁防止法に基づく地下水質測定計画に従い、定点監視調査及び補助点調査を行いました。

#### a 定点監視調査

地下水質の現況と経年的な水質の変化を把握するため、市内全域に設置された監視井戸を用いて継続した水質調査を行っています（表 4、図 1 参照）。

令和 2 年度は、6 月に 21 本の井戸、10 月に 39 本の井戸について水質汚濁に係る環境基準項目、要監視項目及び地下水主要成分の検査を行いました。また、その内 9 本については、PCB を測定しました。

その結果、環境基準項目については、T52(飽田)、T53(飽田)及び T107(清藤)地点でヒ素が、T21(中島)及び T45(天明)でほう素が、T20(中島)、T21(中島)、T35(白川)、T45(天明)及び T46(天明)地点でふっ素が環境基準を超えて検出されましたが、その原因は地質由来によるものと考えられます。それ以外の地点及び項目については、全て基準を満足していました。

また、要監視項目については、溶解性マンガンが T14(力合)、T34(白川)、T46(天明)、T102(春竹)及び T103(池亀)地点で指針値を超えて検出されましたが、その原因も地質由来によるものと考えられます。

なお、硝酸性窒素濃度の短期間での変化を把握するために、東部地区（5 地点。平成 21 年度から）及び北部・北西部地区（5 地点。平成 27 年度から）において、年 6 回の定点監視調査を行いました。

#### b 定点監視調査補助点調査

定点監視調査を補うために、本市の主要な地下水流動地帯である東部地区の他、城南町地区などの井戸（6月に21本、10月に18本）で硝酸性窒素濃度について水質検査を実施しましたが、環境基準を超過した地点はありませんでした。

## (1) 定期モニタリング調査

これまでの調査で水質の汚染が確認されている地域で、地下水質の動向を継続的に把握するため調査を行っています。

### a 硝酸性窒素

北部地域、北西部地域及び植木町地域では、環境基準を超える硝酸性窒素の汚染が継続して見られていることから、年2回、調査を実施しました（表5参照）。

地下水の硝酸性窒素濃度を低減するため、令和2年3月に作成された「第4次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づいて対策が進められています。

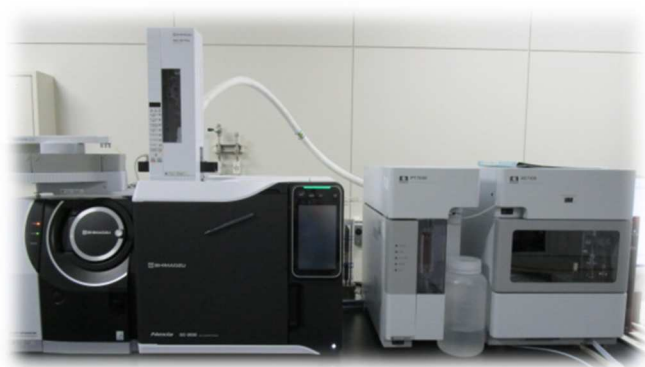
### b ヒ素等

南西部地域に見られるヒ素、ふっ素及びほう素による汚染については、これまでの調査で原因が人為的汚染ではなく自然的要因であることが判っています。

令和2年度は6月に計27本の井戸について調査を行いました。その結果、ヒ素が14本、ふっ素が15本で環境基準を超過し、ほう素は環境基準を超過したものはありませんでした。調査した井戸のうちいずれかの項目が環境基準を超過した井戸は21本でした。なお、その濃度はこれまでの調査結果と概ね同程度でした。

### c 揮発性有機化合物

市内13ヶ所に点在する揮発性有機化合物による地下水汚染地区について、47本の井戸を年1~4回、延べ103検体の検査を行いました。その結果、延べ28本の井戸で環境基準を超過していました。



パージアンドトラップ  
ガスクロマトグラフ質量分析装置  
(令和2年12月導入)

### d その他

平成23年度（萩原地区）及び平成24年度（春日地区）に工場跡地の土壌及び井戸水から、環境基準を上回る有害物質（ベンゼン、シアン、ふっ素など）が検出されたことから、平成25年度からそれぞれの地区で2本ずつ、計4本の井戸（平成28年11月からは井戸1本の廃止により計3本）をモニタリング井戸として年2回の調査を行っています。

令和2年度の調査では、基準を超過した井戸はありませんでした。

また、平成 25 年度に植木町で見られた自然的要因によるヒ素及びふっ素の環境基準超過について、平成 27 年度以降、年 2 回、2 本の井戸で調査を行っています。

令和 2 年度も引き続きヒ素及びふっ素が環境基準を超過していました。

#### (ウ) 地下水汚染における科学的自然減衰監視

平成 3 年に東野地区においてガソリンによる地下水汚染が発生したため、汚染の拡大防止と浄化を目的に浄化装置を用いて汚染した地下水の揚水処理を開始しましたが、汚染濃度の減少や汚染地域の縮小に伴い平成 14 年度末に浄化装置の運転を休止し、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて、国立環境研究所と共同で「地下水汚染における科学的自然減衰 Monitored Natural Attenuation (MNA) に関する研究」を行いました。その結果、東野地区では、土壌中の細菌によりガソリン成分の分解が進んでいることが確認され、以降、自然減衰の状況を監視していくことになりました。

令和 2 年度は、年 2 回、各 8 本の井戸でベンゼンなどの監視を行いました。環境基準項目であるベンゼンは検出されませんでした。

#### (I) その他

文化財課の依頼により、上江津湖のスイゼンジノリ保護区域一帯の湧水 5 箇所について、年 3 回の水質検査を行いました。

#### ウ 事業場排水

事業場排水は、36 検体について生活環境項目と健康項目の検査を行いました。その結果、2 事業所で違反(BOD)があり、担当課より排水を適切に処理するように指導が行われました。

#### エ 内分泌攪乱化学物質

内分泌攪乱化学物質（通称、環境ホルモン）については、平成 13 年度に 10 地点で 3 物質の調査を開始し、平成 19 年度には 18 物質に対象物質を拡大して調査を行いました。平成 20 年度からは、市内の検出状況を整理してこれまでの傾向が分かってきたことから、対象物質を魚類への影響があるもの 4 物質と熊本市の調査で検出された 3 物質の計 7 物質について調査を実施してきました。

その後、一部の物質が要監視項目に移行したことに伴い、平成 27 年度からは、対象物質を 4 物質に整理し、河川 5 地点で隔年での検査を実施することとしました。令和 2 年度に実施したビスフェノール A は 1 地点で検出され、2,4-ジクロロフェノールは検出されませんでした。

#### (3) 空間放射線量率の測定

平成 23 年 3 月の東京電力福島第一原発の事故を受け、平成 23 年 10 月から平成 29 年 2 月まで、空間放射線量率を把握するため年 4 回、6 箇所で測定を行い、空間放射線量率が通常のレ

ベルの範囲内（最小 0.026 ～最大 0.071 マイクロシーベルト/時）であることを確認しました。このような状況を踏まえ、平成 29 年度からは当センター敷地内のみで年 4 回、測定を行っています（表 6 参照）。

測定の結果、空間放射線量率は熊本県が行った事故以前の値と同様であり、日常生活に影響がないことが確認されました。今後も測定を継続し市民に情報提供していきます。

#### (4) 廃棄物関係の検査

最終処分場が周辺の地下水を汚染していないか確認することを目的として、環境施設課の依頼により、処分場関係の試験検査を実施しました。地下水観測井戸水や周辺井戸水 34 件の検査を行いました。地下水の汚染は見られませんでした。

また、民間産業廃棄物最終処分場周辺の地下水質を監視するため、ごみ減量推進課の依頼により、1 月に 18 本の汚染監視井戸について、地下水に関する環境基準項目等の検査を行いました。

その結果、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で規定する水質基準を超えた検体はありませんでした。

#### (5) その他の検査

消防局予防課の依頼により、火災現場の残留物の油分の成分分析を行いました。

また、当班では分析精度の確認と向上を目的として、毎年、環境省主催の精度管理調査に参加しています。令和 2 年度は高等精度管理調査として模擬排水試料中の COD、BOD、全窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の検査と模擬大気試料中のニッケル、亜鉛、鉄、鉛、アルミニウム、マンガン、銅、カルシウム、ナトリウム及びカリウムの検査を行い適正な結果を得ました。

さらに、酸性雨精度管理にも参加し適正な結果を得ました。

表2 調査別の検査件数

調査区分		検体数	項目数	備 考	
大気汚染	有害大気汚染物質	12	12		
	微小粒子状物質 (PM2.5)	54	2,304		
	酸性雨	92	664		
	計	158	2,980		
水質汚濁	河川・海域	生活環境項目等	304	1,952	pH、BOD、SS等
		健康項目・要監視項目	23	740	重金属、揮発性有機化合物等
	地下水	概況調査	139	5,471	
		定期モニタリング調査	247	2,693	
		地下水汚染における科学的自然減衰監視	16	336	
		その他	155	1,972	スイゼンジノリ保護区湧水調査、自主モニタリング等
	事業所排水	36	255	生活環境項目、健康項目	
	その他	19	2,577	環境総合センター排水自主測定等	
	計	939	15,996		
	廃棄物関係	52	1,370	廃棄物最終処分場周辺観測井戸、民間産廃処分場監視井戸等	
精度管理	4	75	環境省精度管理、酸性雨精度管理		
その他	19	19	空間放射線量率、火災原因調査等		
合 計	1,172	20,440			

表3 依頼課別の検査件数

依頼課	検体数	項目数	依頼数	備 考
環境政策課	86	2,092	27	PM2.5、有害金属等
水保全課	769	11,482	61	水質汚濁防止法に基づく調査等
環境施設課	48	592	8	最終処分場周辺調査等
ごみ減量推進課	18	792	1	産廃処分場周辺地下水調査等
東部環境工場	4	136	4	排水検査
動植物園	9	63	3	池の水質
文化財課	15	165	3	スイゼンジノリ保護区域湧水調査
都市整備景観課	3	3	1	汚染対策調査
消防局予防課	1	1	1	油種定性分析
計	953	15,326	109	
その他	219	5,114	-	空間放射線量率、精度管理 等
合 計	1,172	20,440	109	

表 4 定点監視井戸一覧表

井戸 番号	深度 (m)	用 途	測定 回数	井戸 番号	深度 (m)	用 途	測定 回数	井戸 番号	深度 (m)	用 途	測定 回数
T 3	50	農業用	1回	T 21	15	監視用	1回	T 47	145	"	1回
T 4	60	"	1回	T 32	25	"	2回	T 48	110	"	1回
T 9	55	監視用	2回	T 33	25	"	2回	T 51	135	"	2回
T 10	35	"	2回	<u>T 34</u>	65	"	2回	T 52	109	"	1回
T 11	110	"	2回	<u>T 35</u>	20	"	2回	T 53	135	"	1回
T 12	100	"	2回	T 36	110	"	2回	T102	55	"	2回
T 13	100	"	2回	T 40	110	"	2回	<u>T103</u>	36	"	2回
T 14	45	"	1回	<u>T 41</u>	70	"	2回	<u>T104</u>	91	"	2回
T 15	150	"	1回	<u>T 42</u>	60	"	2回	T106	69	飲 用	1回
T 17	110	"	2回	T 43	100	"	2回	<u>T107</u>	35	雑 用	1回
T 18	40	"	2回	T 44	115	"	2回	T108	50	飲 用	1回
T 19	210	"	1回	T 45	10	"	1回	<u>T109</u>	100	飲雑用	1回
T 20	100	"	1回	T 46	93	"	1回	<u>T110</u>	40	飲 用	1回

井戸番号が下線付きは PCB を測定

表 5 モニタリング調査結果（硝酸性窒素）

地 域	6 月			10 月		
	北部地域	北西部地域	植木町地域	北部地域	北西部地域	植木町地域
調査井戸 本数	33	10	18	34	10	18
基準超過 本数	11	3	7	12	3	7

表 6 空間放射線量率の測定結果

調査地点	測定結果（マイクロシーベルト/時）							
	R2年6月16日		R2年9月15日		R2年12月9日		R3年3月15日	
環境総合センター	0.044	晴	0.046	晴	0.041	晴	0.043	晴



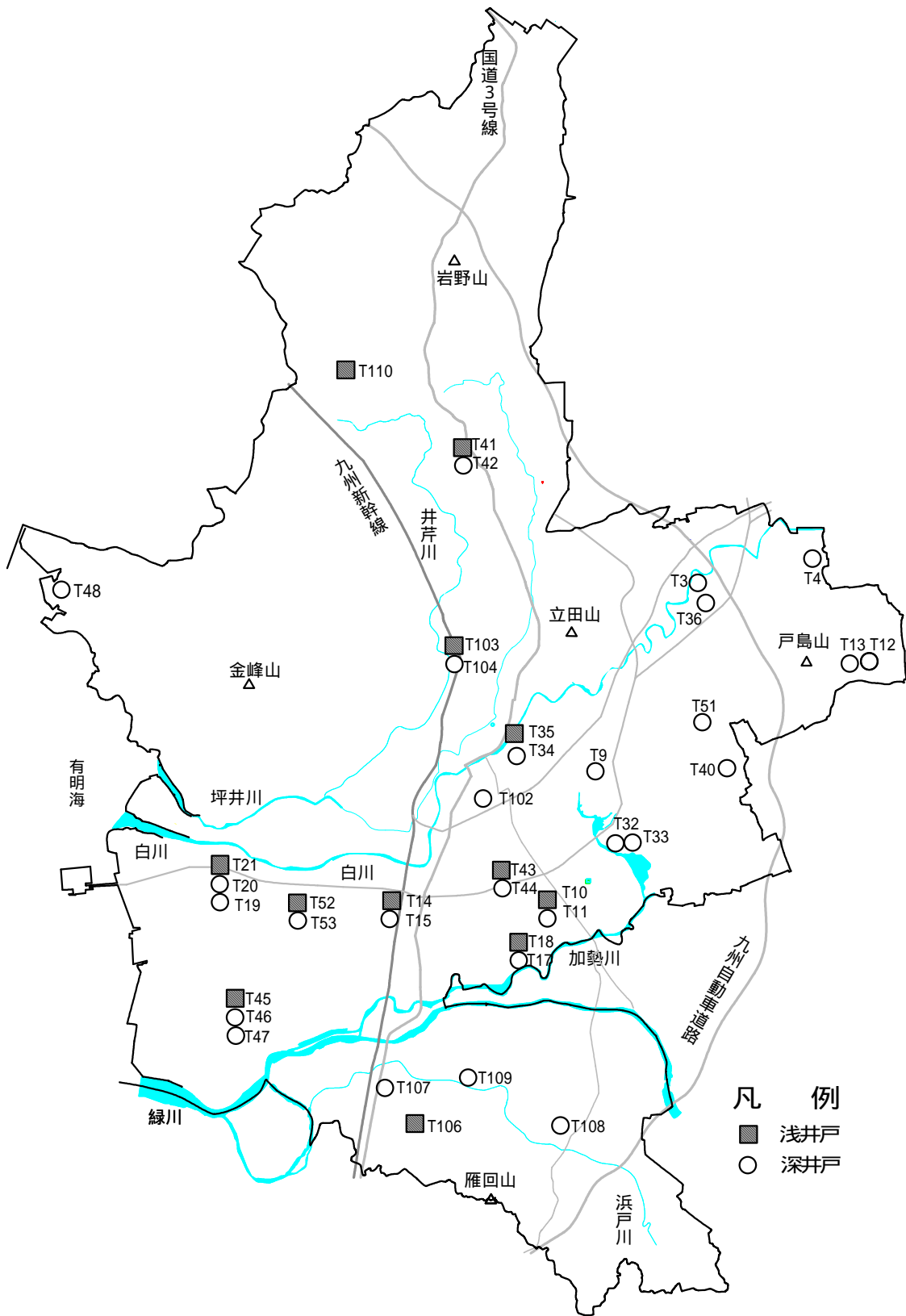


図1 定点監視井戸位置図